長 岡 京 市 工 事 施 工 要 綱

長　岡　京　市

平成８年４月作成
平成１８年４月改正
平成２３年６月改正
平成２６年４月改正
令和２年６月改正
令和７年４月改正
令和８年２月改正

目　　次

１章　　目　　的

２章　　基　本　事　項
　１節　　基本的心構え
　２節　　一　般　事　項

３章　　留　意　事　項
　１節　　一　般　事　項
　２節　　しゅん工に関する事項

４章　　提出書類等
　１節　　一　般　事　項
　２節　　書　　類　　等

１章　　目　　的

本要綱は、長岡京市発注の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びその他工事の施工に関し、基本事項、留意事項及び提出書類等を定めることにより、工事の施工が合理的かつ円滑に行われることを目的とする。

2章　　基　本　事　項

1節　基本的心構え

2･1･1
施　工　範　囲

施工は、契約書及び設計図書に従って良識のある施工とする。また、設計意図を十分に理解し、設計図書に記載のない内容であっても当然必要と思われるものは、自ら進んで施工する。

2･1･2
関連工事の調整

受注者は、他に関連工事がある場合、その工事に関する監督職員及び監理受注者（以下両者を「監理者等」という。）の調整に協力し、工事の施工が合理的かつ円滑に進められるように努める。

2節　一　般　事　項

2･2･1
仕様書について

設計図書において、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

（１）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
（２）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（３）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
（４）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
（５）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
（６）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

の適用がある場合、それぞれ同部監修

（１）公共建築工事監理指針（建築工事編）
（２）公共建築工事監理指針（電気設備工事編）
（３）公共建築工事監理指針（機械設備工事編）
（４）公共建築改修工事監理指針（建築工事編）

を適宜適用する。※なお、改正等があれば適宜に対応する。

2･2･2
記 録 及 び 報 告

工事の全般的な経過、関係者との打合せ事項、指示事項、検査事項等を記録し、契約事項に基づいて文書にて監理者等に報告する。

2･2･3
指示及び打合せ

(1)　必要性に応じ打合せ（定期的なものを含む）を行う。
(2)　施工上の疑問点及び不明点は、事前に監理者等と協議し対処する。なお、図面及び監理者等の指示以外の件は、受注者の責任において施工したものと解釈する。

2･2･4
軽 微 な 変 更

軽微な変更については、原則として請負代金の変更はしない。

3章　　留　意　事　項

1節　一　般　事　項

3･1･1
工　　程　　表

工程表（全体、月間、週間）を作成し、適時監理者等に提出する。不適当と指摘されたものは是正し、改めて提出する。なお、監理者等の検査及び立会い等が必要なものについては、原則として土、日、祝日（長岡京市の休日を定める条例による。）等をさけること。また、時間についても監理者等と十分協議すること。

3･1･2
施 工 計 画 書

施工計画書は簡易なものを除き、原則として提出する。

3･1･3
施工図及び承認図等

施工図等は出来る限り広範囲に作成し、承諾図等については遺漏のないようにし、監理者等の承諾を得た後に施工する。

3･1･4
材料メーカー指定及び同等品

材料メーカー指定につき、設計図書を遵守する。やむを得ず他メーカーの使用をしたい場合は、同等品願を提出し、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

3･1･5
仕　様　変　更

仕様変更が生じる場合は、監理者等の指示に従う。

3･1･6
製　品　検　査

各製品は、必要性に応じて工場検査及び搬入検査等を実施する。

3･1･7
コンクリート

(1)　コンクリート計画調合書を提出し、監理者等の承諾を受ける。試練を行う場合は、その結果を提出する。

(2)　コンクリートの試験用材料の採取場所は、原則として全て工事現場の型枠に打ち込む場所かつ打ち込む直前とする。

(3)　コンクリートの打設毎に、打設計画書及び打設報告書を提出し、納入伝票も指示の方法にて提出する。

また、圧縮強度試験は型枠脱型用（任意）を除き、２８日・９１日について公立試験場で行い、その結果を速やかに監理者等に報告する。

(4) コンクリート製造工場の選定については、公共建築工事標準仕様書（６．４．１）の各項に適合する製造工場であることを確認した上で監理者等の承諾を受けること。

3･1･8
配 筋 検 査 等

配筋検査等で指摘された箇所に「会符」を取付け、監理者等が指摘事項の修正を確認した後に「会符」を取り除く。

3･1･9 各種届出及び許認可等	建築基準法、消防法、道路法等における届出及び許認可等の手続について、一覧表を作成するなどの工夫をし、遺漏の無いようにする。
3･1･10 写真の整備	工事写真の目的は､①工事経過の記録　②使用材料の確認　③品質管理の確認　④維持保全の資料　⑤問題解決の資料の５つに大別される。 この目的を十分認識し､黒板及びスケールを当てて十分に写真撮影をする。なお、監理者等の検査又は立会いが必要なものは、状況が判別できるように監理者等も含めて撮影する。 また、適宜工事写真の検査をするので、日頃より工事写真の整備を心がける。工事写真は黒板（白板）に撮影日を入れて撮ること。また、工程毎に整理し編集を行う。なお、その参考書として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック」建築工事編及び解体工事編、電気設備工事編、機械設備工事編を用いる。 写真はカラー写真を原則とし、画像データを提出する場合は監督職員の指示による。特に、塗装工事については、下塗、中塗、上塗等の識別が出来るように撮影する。なお、しゅん工写真（キャビネ版）は全体像が判別できるような撮影等とし、画像データ等も提出する。 しゅん工写真のアルバムには、工事名､「しゅん工写真」、発注者、設計者、監理者、受注者、しゅん工年月等を表紙及び背表紙に金文字箔押しする。 ※アルバム仕様は、Ａ４判の標準品程度とする。
	２節　　しゅん工に関する事項
3･2･1 工事完成検査	受注者は、監理者の各種目検査並びに建築基準法検査、消防検査、水質検査、保健所の検査等に合格した後に、監督職員の検査を受けなければならない。それに合格後、工事完成届を監督職員に提出し、市の検査職員の検査を受ける。
3･2･2 維持管理	設計図書で特記のある維持管理は、設計図書に期間の定めがない場合、原則としてしゅん工後１年間とする。一般維持管理、保守、点検を含み、適時報告書を提出する。

第４章　　提　出　書　類　等

１節　　一　般　事　項

4･1･1
規　　格

書類等は原則としてＡ４判とする。なお、やむを得ず他の規格とする場合は、事前に監督職員の了承を得る。

4･1･2
整　　備

(1)　書類等は、原則として監理者を経由し、監督職員に提出する。
(2)　書類等は絶えず整備（ファイル綴じ等）に努め、要求があれば遅滞なく提出できるようにしておく。

２節　　書　　類　　等

4･2･1
名称及び部数

書類等は、様式による提出書類一覧に基づいて提出する。なお、一覧中の提出部数は原則であり、必要性に応じ写し等を増部することがある。また、市への必要提出部数以外において、監理者が別途必要とする場合は、それを増部する。

4･2･2
許認可申請等

工事施工に必要な許認可申請等においては全て受注者が行い、それに要する費用も受注者が負担する。

4･2･3
様　　式

書類等の様式は、指定様式のものは市が提供するが、任意様式のものは受注者が作成し、監督職員の了承を得る。

4･2･4
提出時期

書類等の提出時期は、様式による提出書類一覧に基づくものとする。
その他については監理者等と協議する。

4･2･5
押　　印

書類等の押印については、提出書類等一覧表に基づくものとする。
その他監督職員が別途指示する場合はそれに従う。

4章　　提出書類等一覧表

営繕工事提出書類一覧表

分類		提出書類	根拠法令等	提出部数	添付書類 及び 内容	様式	押印要否
①契約関係書類	当初	現場代理人(変更)等通知書	工事請負契約書 第10条第1項	1	契約後7日以内に提出 資格の写し、経歴書(様式-3-2)、雇用期間の証明となる書類、講習修了書の写し等を添付	様式-3-1 様式-3-2	要 不要
		工事工程表	工事請負契約書 第3条第1項	1	契約後7日以内に提出	様式-5	要
		請負代金内訳書	工事請負契約書 第3条第1項	1	契約後7日以内に提出(市の設計内訳書の項目に合わせて作成し、詳細は協議による)	様式-6-1 様式-6-2	要 不要
		建退共掛金収納書	現場説明書 Ⅰ－6－5)－③	1	契約後1ヶ月以内に提出 (電子申請方式の場合は工事契約後40日以内に、退職金購入ポイント購入時に発行される「掛金収納書(電子申請方式)」を提出) 購入枚数の根拠 (計画購入 又は 率購入) を確認	様式-7	不要
		前払金保証証書	工事請負契約書 第34条第1項	1			－
		工事着手届		1		様式-9	要
	完成検査及び引渡し (部分引渡し)	工事完成届 (指定部分に係る工事完成届)	工事請負契約書 第31条第1項 (第38条第1項)	1		様式-10	要
		工事目的物引渡書 (指定部分に係る工事目的物引渡書)	工事請負契約書 第31条第4項 (第38条第1項)	1		様式-12-1	要
					イ 完成建物等一覧表	様式-12-2	不要
					ロ 完成工作物設備施設等一覧表	様式-12-3	不要
					ハ 付属物品・予備物品一覧表	様式-12-4	不要
					ニ 鍵番号明細書	様式-12-5	不要
					ホ 工事関係者連絡先	様式-12-6	不要
					ヘ 下請負人名簿	様式-12-7	不要
					ト 使用機材(資材)発注先名簿	様式-12-8	不要
					チ メーター指針表(電気・水道・ガス)	様式-12-9	不要
	部分払い検査	工事出来高届	工事請負契約書 第37条第2項	1		様式-13	要
		工事出来高内訳書	工事請負契約書 第37条第2項	1		様式-14-1 様式-14-2	要 不要
	その他	工期延期願	工事請負契約書 第21条第1項	1		様式-15	要
②工事関係書類	工事着手前	工事実績情報サービス(CORINS) 登録内容確認書	現場説明書 Ⅰ－6－6)		登録内容確認書を監督職員に提示する(契約時、変更時、完成時) 契約後10日以内		－
		実施工程表	標準仕様書 1.2.1	2			－
		施工条件確認書	工事請負契約書 第18条第1項	1	※様式-20『工事打合簿』鑑(押印有り)に本様式(押印無し)を添付して提出可能	様式-17	要※
		労災保険関係	現場説明書 Ⅰ－6－5)－②	1	労災保険成立が証明できる資料(JV案件の場合) ※掲示写真は工事写真に添付		－
		火災保険等証書 (労災補償に必要な法定外の保険契約を含む)	工事請負契約書 第48条第1項 現場説明書 Ⅰ－6－5)－④, ⑤	1	組立保険等の場合あり 年間契約の場合は本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出 火災保険等証書、提出後、工期延長した場合は、保険期間が工事期間を満たしていることを示す証書を再度提出		－
		施工計画書(総合・工種別)	標準仕様書 1.2.2	2	様式-20『工事打合簿』鑑に任意様式を添付して提出すること 軽微な場合の変更施工計画書は提出不要(工期や数量だけの変更等)	様式-20	要
		施工体系図	現場説明書 Ⅰ－6－1)－④	1	下請け契約がある場合に提出		－
		施工体制台帳	現場説明書 Ⅰ－6－1)－④	1	下請け契約がある場合に提出		－
		承諾願(図)、同等品願		1	様式-20『工事打合簿』鑑に任意様式を添付して提出すること	様式-20	要
	工事中	工事打合簿(指示)	工事請負契約書 第9条第4項	2	発注者及び受注者双方が1部づつ保管する。 ※工事情報共有システム利用の場合は電子納品のみ。	様式-20	要
		工事打合簿(協議・承諾)					
		工事打合簿(提出・報告・通知・届出)					
		建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	標準仕様書 1.3.11(建築) 標準仕様書 1.3.9(電気) 標準仕様書 1.3.9(機械)	1	自由処分の場合に提出。計画書は施工計画書に含めて提出 以下の内容を確認 ①処理場の位置図 ②平面概略図 ③受入先の承諾書等 ④受入先の受入証明 ⑤写真(工事エリア内搬出状況) ※様式-20『工事打合簿』鑑(押印有り)に本様式(押印無し)を添付して提出可能	様式-21-1、-21-2	要※
		廃棄物処理計画書(報告書)	標準仕様書 1.3.11(建築) 標準仕様書 1.3.9(電気) 標準仕様書 1.3.9(機械)	1	計画書には収集運搬業者の許可証及び処分業者の許可証の写しを添付すること	様式21-3	要
		再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	標準仕様書 1.3.11(建築) 標準仕様書 1.3.9(電気) 標準仕様書 1.3.9(機械)	1	該当する再生資源がある場合、計画書は施工計画に含めて提出 電子データは別途提出	国土交通省 ホームページ	－
		運搬管理表	標準仕様書 1.3.8(建築) 標準仕様書 1.3.6(電気) 標準仕様書 1.3.6(機械)	1	対象:契約図書にある建設副産物等の運搬作業 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外	参考様式1-1～1-3 (運搬管理票1～3)	不要
		機材搬入計画書(報告書)	標準仕様書 1.4.3、1.4.4(建築) 標準仕様書 1.4.3、1.4.4(電気) 標準仕様書 1.4.4、1.4.5(機械)	1	確認者名を記入すること 工事写真等で機材の検収状況が確認できる場合は省略できる	参考様式2	不要

分類		提出書類	根拠法令等	提出部数	添付書類 及び 内容	様式	押印要否
②工事関係書類（つづき）	工事中	一工程施工完了報告書	標準仕様書 1.5.4（建築） 標準仕様書 1.5.2（電気） 標準仕様書 1.5.3（機械）	1	検査報告書 各工種の施工チェックシート等、写真	参考様式3	不要
		施工試験（検査）報告書	標準仕様書 1.5.5、1.5.6（建築） 標準仕様書 1.5.3、1.5.4（電気） 標準仕様書 1.5.4、1.5.5（機械）	1	施工の試験成績書	参考様式4	不要
		工事報告書	工事請負契約書 第11条第1項	2	月報 ※様式-20『工事打合簿』鑑（押印有り）に本様式（押印無し）を添付して提出可能 ※工事情報共有システム利用の場合は工事打合簿に添付して提出 成果物は電子納品のみ	様式-22-1 様式-22-2 様式-22-3 様式-22-4 様式-22-5 様式-22-6	要※ 不要 不要 不要 不要 不要
		諸官庁打ち合わせ記録簿	標準仕様書 1.1.3	1			－
		臨機処置通知書	工事請負契約書 第26条第2項	1	必要に応じて作成 ※様式-20『工事打合簿』鑑（押印有り）に本様式（押印無し）を添付して提出可能	様式-23	要※
		天災等よる損害発生通知書	工事請負契約書 第29条第1項	1	必要に応じて作成	様式-24	要
		現場休止届		1	現場休止がある場合のみ提出する。 ※様式-20『工事打合簿』鑑（押印有り）に本様式（押印無し）を添付して提出可能 現場の休休止期間その他必要事項を実施工程表、月間工程表、工事週報、工事打合せ書等に記載することで省略できる。	様式-25	要※
		工事事故報告書		1	速報は口答で連絡する	様式-26	不要
		随時検査願		1		様式-26-1	要
		部分完了に伴う施工確認願		1		様式-26-2	要
		部分使用承諾願		2	発注者が受注者に2部提出し、1部受注者押印分を提出	様式-26-3	要
		その他		1	現場説明書で提出を求める資料（府内産木材利用計画書、石綿事前調査結果報告 等） 特記仕様書で提出を求める資料（京都府内産木材証明書、産地証明書 等） 標準仕様書で提出を求める資料（規格証明書、出荷証明書 等）		－
	完成時	工事写真	特記仕様書	1			－
		諸官庁検査記録	標準仕様書 1.1.3	1			－
		府内企業施工率算出表	現場説明書 Ⅰ－6－1）－③	1		様式-27	不要
		建退共運営実績報告書	現場説明書 Ⅰ－6－5）－③	1		様式-28-1、-28-2	不要
		高度技術・創意工夫・現場環境改善・社会性等に関する実施状況	現場説明書 Ⅰ－6－4）	1	高度技術・創意工夫を実施すれば提出できる	様式-30	不要

検査時提示書類一覧表

分類		提示書類	根拠法令等	提示部数	添付書類 及び 内容	様式	押印要否
②工事関係書類	工事中	処理委託契約書の写し	標準仕様書 1.3.11（建築） 標準仕様書 1.3.9（電気） 標準仕様書 1.3.9（機械）	1	以下の内容を確認 ①運搬経路 ②車検証の写し		－
		産業廃棄物管理票（マニフェスト）	標準仕様書 1.3.11（建築） 標準仕様書 1.3.9（電気） 標準仕様書 1.3.9（機械）	1	産業廃棄物がある場合に検査時に提示する 以下の内容を確認 ①A・B2・D・E票 ②発生土受入計量証明書 ③有価物受入証明		－
		納品書・出荷証明	標準仕様書 1.4.2	1	交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格書の写しを提出、伝票は提示		－
		安全訓練報告書	標準仕様書 1.3.7～1.3.10（建築） 標準仕様書 1.3.5～1.3.8（電気） 標準仕様書 1.3.5～1.3.8（機械） 〔労働安全衛生法 第30条第1項〕 〔建築工事公衆災害防止対策要綱〕 〔建築工事安全施工技術指針〕 〔建設副産物適正処理推進要綱〕 （標準仕様書巻末に掲載） 〔建設機械施工安全技術指針〕	1	具体的な実施計画は施工計画書に記載する		－
		安全訓練実施資料					
		災害防止協議会活動記録					
		店社パトロール実施記録					
		安全巡視、TBM・KY実施記録					
		新規入場者教育実施記録					
		使用機械・車両点検記録					
	完成時	社内検査報告書		1	記録、手直し事項、手直し写真		－
		建退共証紙受払資料	現場説明書 Ⅰ－6－5）－③	1	受払簿、出面表、不購入理由書については検査時に提示	様式-29	不要

注） (1)一覧表は一般的な工事における工事関係図書等を示しており、工事内容により一覧表に示す以外の工事関係図書等の提出を求める場合があります。
(2)工事監理業務委託が契約されている工事については、工事中欄の提出部数を＋１部とする。

長 岡 京 市 工 事 出 来 高 査 定 基 準

長　岡　京　市

平成 ８ 年 ４ 月作成
平成２３年 ９ 月改正
平成２６年 ４ 月改正
令和 ７年 ４ 月改正

目　　次

１章　　目　　的

２章　　共　通　事　項

３章　　共　　通　　費

４章　　建　築　工　事

５章　　電気設備工事

６章　　機械設備工事

１ 章　目　　的

本審査基準は、長岡京市発注の建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びその他工事（昇降設備工事等）の施工に関し、以下の場合に適用することにより、発注者、受注者、監理者が共通の認識を持ち、工事の施工が合理的かつ円滑に行われることを目的とする。

(1)　長岡京市作成の建設工事請負契約書【以下『請負契約書』という。】第３２条における請負代金相当額を算出する場合。
(2)　請負契約書における工事の出来高部分に相応する請負代金額【以下『出来高』という。】を算出する場合。
(3)　その他

２ 章　共 通 事 項

【Ⅰ】　出来高金額を審査する主な基準は、次の通りである。

(1)　長岡京市は、本市の設計内訳書を基本とし、数量及び単価はこれによる。

(2)　監理者は、設計者が作成した設計内訳書を基本とし、数量及び単価はこれによる。

(3)　受注者は、請負代金内訳書を基本とし、数量及び単価はこれによる。

【Ⅱ】　表Ⅰ～Ⅵに明記のあるもの以外については、『材料を現場に搬入し、検査済み。』の段階では、原則として出来形とは見なさない。ただし、表Ⅰ～Ⅵに明記のあるものと同等と判断できるものについては、協議により出来形と見なすこともある。

【Ⅲ】　表Ⅰ～Ⅵに明記のあるもの以外の工程段階では、原則として出来形と見なさない。ただし、表Ⅰ～Ⅵに明記のあるものと同等の工程段階と判断できるものについては、協議により出来形と見なすこともある。

例：　塗装　下塗り　　済み
　　中塗り　　済み
　　上塗り　　未済
　　面積用件　１００㎡のうち３０㎡　全工程完了検査済みの時は、
　　３０％とする。

【Ⅳ】　細目において【材料費】等の特記無いものは、原則として【材工共】を意味する。

【Ⅴ】　各種製品等製作工場において、監理者等の立ち会い検査済みのものは出来形【運搬費等は除く。】と見なすことができる。

※　『監理者等』とは、監理者【設計（伝達）受託者及び監理業務受託者を含む。】及び監督職員のことを言う。

3 章　共　通　費

1　節　　共通仮設費

３・1・１ 積上費【仮囲・ゲート等】	実質工事期間に対する月割り額とする。
３・１・２ 定率費【直接工事費に対する比率】	直接工事費【建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びその他工事（昇降設備工事等）の合計金額】の出来高率と同率にする。

2　節　　諸経費

３・２・１ 現場経費	直接工事費の出来高率と同率にする。
３・２・２ 一般管理費	直接工事費の出来高率と同率にする。

4 章 建 築 工 事

建築工事については、表－Ｉの規定により審査する。　　**表－Ｉ**

科目 細目	内容	出来高率[以下]	備考
１．直 接 仮 設			
①やりかた、墨出、現寸型板	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②外部足場、内部足場、災害防止等	・組み立て完了検査済みのものは出来形。 ・撤去完了検査済みのものは出来形。	７０ １００	
③養生、整理清掃	・建築工事における直接仮設以外の出来高率と同率とする。	⇦	注．１
④その他	・協議による。	⇦	注．２
２．土 工			
①根切、埋戻し、砂利地業、不用土処分等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②山留、乗入れ構台等	・設置完了検査済みのものは出来形。 ・撤去完了検査済みのものは出来形。	７０ １００	
③その他	・協議による。	⇦	注．３
３．地 業			
① 既成コンクリート杭			
・杭【材料費】	・現場に搬入し、検査済みのものは出来形。 ・打ち込み完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
・施工費	・打ち込み完了検査済みのものは出来形。	１００	
・杭頭処理､補強等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②場所打コンクリート杭			
・コンクリート	・打設完了検査済みのものは出来形。	１００	
・鉄筋、鋼材	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・組み立て完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
･施工費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
･杭頭処理、杭間さらい等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③ラップルコンクリート			
・コンクリート	・打設完了検査済みのものは出来形。	１００	
・コンクリート打設手間及び打設機械器具	・打設完了検査済みのものは出来形。	１００	
・型枠	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・組み立て完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
④その他	・協議による。	⇦	注．４

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
４．コンクリート			
①コンクリート	・打設完了検査済みのものは出来形。	１００	
② ンクリート打設手間及び打設機械器具	・打設完了検査済みのものは出来形。	１００	
③ 用仮設［コンクリート足場等］	・組み立て完了検査済みのものは出来形。 ・撤去完了検査済みのものは出来形。	７０ １００	
④その他	・協議による。	⇦	
５．型　　枠			
①型枠	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・組み立て完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②目地棒	・①型枠に準ずる。	⇦	
③その他	・協議による。	⇦	
６．鉄　　筋			
①鉄筋【材料費、加工組立費】	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・組み立て完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	注．４
②運搬費	・①鉄筋に準ずる。	⇦	
③ガス圧接費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
④スリーブ補強	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
⑤その他	・協議による。	⇦	
７．鉄骨			
①鋼材【鋼板、形鋼、平鋼等】	・製作工場にて加工及び必要な検査を受け合格後、現場に搬入し、製作完了検査済みのものは出来形。 ・現場に搬入し、仮締め検査済みのものは出来形。 ・現場に搬入し、建方完了検査済みのものは出来形。	５０ ７０ １００	注．５
②ボルト類	・仮締め完了検査済みのものは出来形。 ・締め付け完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
③工場加工組立て等【工場における材工全て】	・製作工場にて加工等完了検査済みのものは出来形。	１００	
④建方、揚重機械器具	・建方完了検査済みのものは出来形。	１００	注．５
⑤耐火被覆	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
⑥鉄骨足場、専用仮設等	・設置完了検査済みのものは出来形。 ・撤去完了検査済みのものは出来形。	７０ １００	
⑦その他	・協議による。	⇦	

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
８．既成コンクリート			
①ＡＬＣパネル、ＰＣ阪、コンクリートブロック等【材料】	・現場に搬入し、加工完了【他に転用しがたいと認めるものに限る。】検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	注．６
②取付金物等	・取り付け完了検査済みのものは出来形	１００	
③シーリング等	・完了検査済みのものは出来形	１００	
④施工費	・完了検査済みのものは出来形	１００	
⑤その他	・協議による。	⇦	
９．防　　水			
①アスファルト防水、シート防水、塗膜防水等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②シーリング	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③その他	・協議による。	⇦	
１０．石			
①石、テラゾーブロック等	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・取付完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②その他	・協議による。	⇦	
１１．タ　イ　ル			
①タイル	・張り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
②その他	・協議による。	⇦	
１２．木　　工			
①木材【材料】	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②大工手間	・①木材に準ずる。	１００	
③その他	・協議による。	⇦	
１３．金　　属			
①屋根材、壁成型板	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。【材料費のみ】 ・完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	注．６
②その他金属	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③その他	・協議による。	⇦	
１４．左　　官			
①モルタル塗り	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②その他左官	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③その他	・協議による。	⇦	

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
１５．建　　具			
①金属製建具及び木製建具 【材料】	・現場に搬入し、製作完了検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
②同上取り付け費	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
③同上運搬費	・現場に搬入し、製作完了検査済みのものは出来形	１００	
④その他	・協議による。	⇦	
１６．ガ　ラ　ス			
①ガラス	・ガラスのみが嵌め込まれている状態で、完了検査済みのものは出来形。 ・シーリング等にて嵌め込まれている状態で、完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②シーリング	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③その他	・協議による。	⇦	
１７．塗装・吹付			
①各種塗装・吹付	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②その他	・協議による。	⇦	
１８．内　外　装			
①内外装	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②その他	・協議による。	⇦	
１９．仕上ユニット			
①システム天井、浴室ユニット、造付家具、手摺ユニット、黒板等	・現場に搬入し、製作完了検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②その他	・協議による。	⇦	
２０．その他			
①室名札、案内板、カーテンレール等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②その他	・協議による。	⇦	

注.　１　原則として、共通仮設費のうちの定率費に含む。
注.　２　割り栗石地業、地盤改良等。
注.　３　鋼杭はこの項に準ずる。
注.　４　折り曲げ加工または溶接加工のものに限る。
注.　５　ミルシートの提出等により出来形に対応する。
注.　６　材料費か施工費の区分が困難な場合は『材工』×３０％とする。

5 章　電 気 設 備 工 事

電気設備工事については、表－Ⅱ及び表－Ⅲの規定により審査する。　　**表－Ⅱ**

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
１．配　　管			
①電線管	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②金属ダクト	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	注．１
③線ぴ	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
④フロアダクト	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	注．１
⑤ケーブルラック	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	注．１
⑥プルボックス、位置ボックス	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
⑦支持材	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
⑧位置ボックス､プルボックス用ボンディング	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
２．配　　線			
①電線・ケーブル	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②バスダクト	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	注．１
③ライティングダクト	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	注．１
３．接　　地			
・接　地	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
４．塗　　装			
・塗　装	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
５．はつり			
・はつり	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
６．撤　　去			
①仮設、養生	・完了検査済みのものは出来形。	⇦	
②機器類、配管等撤去	・４章　建築工事　１．直接仮設に準ずる。	１００	
③運搬費、処分費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備 考
７．運搬費、搬入費 ・運搬費、搬入費	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。	１００	
８．土 工 事 ①根切り、埋戻し、砂利事業、不用土処分	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②山留	・設置完了検査済みのものは出来形。 ・撤去完了検査済みのものは出来形。	７０ １００	
③その他	・協議による。	⇦	

注．１　　他に転用しがたいと認める程度の加工を施したものに限り出来形とする。

表－Ⅲ

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　考
１．電灯設備			
①配線器具【スイッチ、コンセント、プレート等】	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
②照明器具	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
③開閉器・配分電盤	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
④施工費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
２．動力設備			
①制御盤	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②電動機	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
③結線費、施工費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
３．避雷設備			
①突針、導線等	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②施工費	・完了検査済みのものは出来形。		
４．受変電設備、自家発電設備			
①機器類【引込盤、受電盤、変圧器等】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・据え付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器据付費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③結線費、施工費等	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。	１００	
５．電話設備			
①電話機	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
②端子盤、集合保安器箱等	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・据え付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
③施工費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
６．電気時計、拡声設備			
①電気時計【親指、子指共】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②放送装置【一般、非常、特殊音響】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
③増幅器、スピーカ	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
④その他機材	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
⑤施工費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
７．インターホン設備			
①インターホン【親機、子機共】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②施工費	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
８．表示設備			
・表示盤、電源装置	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
９．テレビ共同受信設備			
①アンテナ素子、アンテナマスト、機器収納箱	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②その他機材【分岐器、分配器、増幅器】	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
１０．火災報知設備			
①火災報知【受信機、総合盤】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②火災報知【上記以外のもの】	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
③自動閉鎖	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
④ガス漏れ警報【警報装置、受信機】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
⑤ガス漏れ警報【上記以外のもの】	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
１１．構内交換設備			
①主装置	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②電話機等	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
③橋器掘付費	・据え付け完了検査済みのものは出来形。	１００	
④その他工事材料	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
１２．構内線路			
①電柱、装柱材料、架線及び引込線、支線	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②変圧器【柱上】及び保安開閉装置【柱上】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・取り付け完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
１３．地中線路			
①地中ケーブル保護材料【鋼管、硬質塩ビ管等】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②トラフ	・取り付け完了検査済みのものは出来形。	１００	

6 章　機 械 設 備 工 事

機械設備工事については、表－Ⅳ及び表－Ｖの規定により審査する。　　**表－Ⅳ**

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
１．配　　管			
①配管	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②配管付帯品【一般弁類、伸縮継手・フレキシブルジョイント等】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	注．１
③配管付属品【圧力計･温度計等】	・現場に搬入し、加工完了検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
２．保　　温			
・保温【防塞､保温、保冷、断熱】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
３．塗装及び防錆			
①錆止め塗装	・完了検査済みのものは出来形。	１００	注．１
②一般塗装【ＯＰ等】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	注．１
③その他塗装【耐熱、目止め等】、補助材	・完了検査済みのものは出来形。	１００	注．１
④防錆【防食テープ巻、防食シート等】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	注．１
４．機器搬入費、運搬費			
・機器搬入費、運搬費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
５．総合調整費			
・総合調整費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	注．２
６．撤　　去			
①仮設、養生	・４章建築工事　１．直接仮設に準ずる。	⇦	
②機器類、配管等撤去	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③運搬費、処分費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
７．土			
・土	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
８．コンクリート			
①コンクリート、モルタル	・完了検査済みのものは出来形。	⇦	
②型枠	・４章　建築工事　１．直接仮設に準ずる。	⇦	
③鉄筋	・完了検査済みのものは出来形。	⇦	
９．はつり			
・はつり	・完了検査済みのものは出来形。	１００	

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
１０．ポンプ類			
①ポンプ本体及び付属品	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器据え付け費	・完了検査済みのものは出来形。	１００	

注．１　　複合単価の別紙内訳書を審査すること。

注．２　　通常は共通仮設費のうちの定率費に含まれている。また、機器単体の調整費機器単価に含まれている。

空　気　調　和　設　備　工　事　　**表－V**

科　目 細　目	内　容	出来高率[以下]	備　考
１．ボイラー及び付属機器設備			
①ボイラー、温風暖房機、タンク類、地下オイルタンク用付属品	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
２．冷凍機設備			
①チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、直だき吸収冷温水機、冷却塔	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
３．空気調和機設備			
①空気熱源ヒートポンプパッケージ、ファンコイルユニット、空気清浄装置、送風機等機器	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
４．ダクト設備			
①ダクト【矩形、スパイラル、排煙円形等】、エアチャンバー、点検口等	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
５．弁装置			
・減圧装置、温度調整装置、三方弁装置、電磁弁装置等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
６．自動制御設備			
①サーモスタット、ヒューミディスタット等機器類	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②制御盤類	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
③計装工事	・完了検査済みのものは出来形。	１００	

給　排　水　衛　生　設　備　工　事　　**表－V**

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
１．衛生器具設備			
①衛生器具【大便器、小便器、洗面器、手洗い器、流し等】及び付属品 【材料】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
２．給水設備			
①タンク類【材】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
②同上搬入据付費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③水栓類	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
④機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
３．排水設備			
①汚物用水中ポンプ	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②同上搬入据付費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③水金具・トラップ等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
４．桝　　類			
①既製品桝	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
②現場打ち桝	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
５．給湯設備			
①給湯ボイラー、ガス湯沸器、タンク等【材】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
②ユニットバスルーム、浴槽【アクセサリー類は除く】、風呂釜【材】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
③搬入据付費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
６．消火設備			
①屋内消火栓、屋外消火栓【消火栓箱、ホース格納箱類、ポンプ等】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 【材のみ】 ・完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
②屋内消火栓、屋外消火栓【その他器具等】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
③機器用基礎	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
④搬入据付費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	

科　　目 細　　目	内　　容	出来高 率[以下]	備　　考
④スプリンクラー【流水検知装置の内自動警報弁及び音響警報装置、起動用水圧開閉装置の内圧力計等の付属品を除く】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 ・完了検査済みのものは出来形。	３０ １００	
⑥スプリンクラー【その他のもの】	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
７．厨房器具設備			
①機器【流し、作業台、戸棚、棚、ガスレンジ、ガステーブル等】	・現場に搬入し、製品検査済みのものは出来形。 【材のみ】 ・完了検査済みのものは出来形。	５０ １００	
②搬入据付費等	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
８．ガス設備			
①管類、コック類、弁類	・完了検査済みのものは出来形。	１００	
②帯工事【はつり、スリーブ等】、その他	・完了検査済みのものは出来形。	１００	